

# 山口県報

令和元年  
9月13日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則(道路建設課)……………一
- 告示  
救急病院の認定(医療政策課)……………二  
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………二  
下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………二  
下関都市計画臨港地区の変更(都市計画課)……………二  
岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課)……………二
- 公告  
山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(労働政策課)……………三  
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………四  
維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(都市計画課)……………四  
県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(住宅課)……………五



道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七号

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

道路の構造の技術的基準を定める規則(平成二十四年山口県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十二号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 自転車通行帯  
第三条第五項中「の車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。  
第五条第二項中「副道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。  
(自転車通行帯)

第七条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第八条第一項中「又は第四種の道路」を「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)」又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が六十キロメートル毎時以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が六十キロメートル毎時以上であるもの」に改める。

第九条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。  
第三十一条第三号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。  
第四十条中「第七条第一項」の下に「、第八条第一項及び第二項」を加える。  
第四十一条中「第七条」の下に「、第七条の二第三項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この規則による改正後の道路の構造の技術的基準を定める規則第七条の二並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



山口県告示第百六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年九月十三日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
山口大学医学部附属病	院	宇部市南小串一丁目一番一	号	山口県知事	村岡 嗣政
医療生活協同組合健文	会	五十目山町一六番二三	号	〃	〃
会宇部協立病院		〃	〃	〃	〃
医療法人聖比留会厚南	〃	大字妻崎開作一〇八	〃	〃	〃
セントヒル病院		〃	〃	〃	二一

山口県告示第百六十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
島戸区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備えて縦覧に供する。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画臨港地区を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備えて縦覧に供する。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
下関都市計画臨港地区新港臨港地区
- 二 変更の内容  
区域の変更

山口県告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計

画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政



(一〇四) 山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等  
山口県しごとセンター条例(平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)  
第九条第二項の規定により、山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の  
時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の規定により、山口しごとセンターの利用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間  
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項  
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。
- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課

(二) 期間

令和元年九月十三日から同年十月十五日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県しごとセンター規則(平成十六年山口県規則第二十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県商工労働部労働政策課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和元年九月十三日から同年十月十五日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和元年九月二十六日(木曜日)午後一時三十分から山口市小郡高砂町一番二〇号 山口しごとセンターセミナールームにおいて行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三二五四)に問い合わせること。

(一〇五) 土地改良区の役員及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下関市豊浦町土地改良 理事 安田 正人 下関市豊浦町大字室津上三四六区

(一〇六) 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十五条第二項の規定により、維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、ラグビー・サッカー場、多目的広場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九	山口市

設号) 第二条第二項各号に掲げる公園施設

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
  - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
  - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
  - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る)。
  - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定しようとする期間  
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項  
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同団体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。
- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
    - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
    - 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
    - 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
  - (二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
  - (三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
  - (四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二

第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

令和元年九月十三日から同年十月十五日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和元年十月三日から同月十五日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和元年九月二十七日(金曜日)午後一時から山口市維新公園四丁目一番一号 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三三三三七二〇)に問い合わせること。

(二〇七) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の三第二項(山

口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要  
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名称	設置場所	戸数
王司県営住宅	下関市	一七〇戸
楠乃県営住宅	〃	一二
安岡県営住宅	〃	六九
中村県営住宅	〃	八三
稗田県営住宅	〃	九二〇
綾羅木県営住宅	〃	九八
垢田県営住宅	〃	五九〇
栄県営住宅	〃	二五
彦島県営住宅	〃	三〇
川中東部県営住宅	〃	二七二
川中西部県営住宅	〃	八〇
長府県営住宅	〃	五〇

岬 県 営 住 宅	西 山 県 営 住 宅	中 野 県 営 住 宅	小 羽 山 県 営 住 宅	東 岐 波 県 営 住 宅	鵜 の 島 県 営 住 宅	大 沢 県 営 住 宅	西 宇 部 県 営 住 宅	安 岡 駅 前 県 営 住 宅	一 の 宮 県 営 住 宅	彦 島 江 の 浦 県 営 住 宅	川 棚 県 営 住 宅	第 二 彦 島 角 倉 県 営 住 宅	山 の 田 東 県 営 住 宅	白 雲 台 県 営 住 宅	彦 島 堀 越 県 営 住 宅	彦 島 角 倉 県 営 住 宅	彦 島 迫 町 県 営 住 宅	横 野 県 営 住 宅	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇 部 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四一	一四	一五〇	四六〇	二〇四	三〇	一八五	一一〇	一四〇	二〇九	一〇〇	一二	七五	一五六	三〇	九六	九二	二四	三〇	

第 二 無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	中 津 江 県 営 住 宅	無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	穂 積 県 営 住 宅	吉 敷 木 崎 県 営 住 宅	上 東 県 営 住 宅	平 井 県 営 住 宅	宮 野 下 県 営 住 宅	恋 路 県 営 住 宅	平 川 県 営 住 宅	大 内 御 堀 県 営 住 宅	赤 妻 県 営 住 宅	西 大 橋 県 営 住 宅	琴 芝 県 営 住 宅	常 盤 台 県 営 住 宅	藤 山 県 営 住 宅	田 町 県 営 住 宅	宇 部 中 村 県 営 住 宅	北 琴 芝 県 営 住 宅	
〃	〃	萩 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山 口 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九六	二二三	八四	八〇	九〇	一二六	一六〇	一九〇	九〇	四三六	八一	一〇四	一五	八三	一〇二	四〇	一一	三六	八八	

海士路県営住宅	黒磯県営住宅	浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅	生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅
〃	〃	〃	〃	岩国市	〃	〃	〃	〃	下松市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防府市	〃	〃
一一〇	二二二	五六	五一	三五	五〇	一九二	四八八	七二	五二	五一	二四	七六	一〇〇	三四九	六二	一九四	四八	六六

新庄北県営住宅	大屋県営住宅	田屋県営住宅	中の塚県営住宅	江良県営住宅	東深川県営住宅	湯本県営住宅	光井県営住宅	島田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今櫛県営住宅	両家県営住宅	高森県営住宅	今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅
〃	柳井市	〃	〃	〃	〃	長門市	〃	〃	〃	〃	〃	光市	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一二六	一五八	六六	三五	一八	四八	三二	五九	一〇二	二五	七八	七七	五二	一二	三二	一二	一二	一六	三二〇

湯野県営住宅	新堤県営住宅	福川南県営住宅	富田東県営住宅	西楸県営住宅	ひばりヶ丘県営住宅	若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅	大迫田県営住宅	来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬皿県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市	〃	美祿市	〃	〃	〃
二二	二八	二二	二四	一五	九六	八八	一二二	二四	九〇	三九〇	一一七	九九	七八	七二	二九	三六	三〇	六〇

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 入居者の公募に関する事。
  - (二) 入居者の指導及び連絡に関する事。
  - (三) 家賃及び使用料の収納に関する事。
  - (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関する事。
- 三 指定しようとする期間
- 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募ができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」と

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	第二古開作県営住宅	袖尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅	くし山県営住宅	平原県営住宅	古開作県営住宅	大内県営住宅	周陽県営住宅	第二金剛山県営住宅
山口市	下関市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山陽小野田市	〃	〃	〃
六三	三〇	五四	三〇	一二	八四	一五〇	一一五	六〇	一二〇	九二	一六〇	六九	一九



いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等(法人格のない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(二) 主たる事務所を山口県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 管理している賃貸住宅の戸数が千三百戸以上であること。

(四) 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅又はこれらに準ずる募集要項に定める賃貸住宅のいずれかを管理していること。

(五) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(六) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

#### 五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課

(二) 期間

令和元年九月十三日から同年十月十五日までの間

#### 六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県営住宅条例施行規則(平成十六年山口県規則第七十五号)第六条第一項に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部住宅課に提出しなければならない。

(二) 期間

#### 七 その他

令和元年九月十三日から同年十月十五日までの間

(一) 公募に係る説明会を令和元年九月二十六日(木曜日)午後二時から山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室において行う。

(二) 詳細については、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三三八八〇)に問い合わせること。

令和元年九月十三日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁